

令和2年度3月補正

補正予算案
主要事項調書

京都府宇治田原町

令和 2 年度 3 月補正
補正予算案主要事項調書

子育て支援課関係	うじたわらっ子家計応援事業費	1
まちづくり推進課関係	地域公共交通事業者支援事業費	2
産業観光課関係	高収益作物次期作支援事業費	3
	休業要請対象事業者支援事業費	4

令和2年度3月補正予算案 主要事項調書

事業名	うじたわらっ子家計応援事業費		
予算額	補正前	補正額	補正後
	1,762千円	7,764千円	9,526千円
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
事業内容	<p>〈趣旨〉 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、不要不急の外出自粛などにより目の離せない乳幼児のいる子育て世帯においては、長い時間を子どもとともに自宅で過ごすこととなり、育児・家事への負担はもとより、家計への負担も増加している。そこで、家計への負担軽減を目的として、未就学児一人あたり2万円の「宇治田原町内商品券」を配布する。</p> <p>〈内容〉</p> <p>■対象者 宇治田原町に住民登録のある未就学児童 ※生年月日：平成26年4月2日～令和3年3月31日 (見込児童数：380人)</p> <p>■支給額 宇治田原町内商品券 2万円分</p> <p>■支給方法 簡易書留郵送</p>		
担当課	子育て支援課	電話	88-6636

令和2年度3月補正予算案 主要事項調書

事業名	地域公共交通事業者支援事業費 (新型コロナウイルス減収対策・経営改善緊急支援補助金)		
予算額	補正前	補正額	補正後
	253千円	3,312千円	3,565千円
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
事業内容	<p>〈趣旨〉 新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収を余儀なくされている町内運行路線のバス事業者が、更なる減便をすることなく乗合バス事業を円滑に継続できるよう、路線バスを町外への主要な公共交通機関とする本町独自の支援策として、緊急かつ一時的な補助を行う。</p> <p>〈内容〉 京都京阪バス(株)が試算したコロナ禍による減収の影響に対し、同社の経営努力(人件費・事務費等削減、運賃改定等)を図っても、なお生じる赤字相当額について、本町分の按分率を乗じた額を支援する。</p> <p>赤字相当額 ▲49,420千円 ×1/2^{*1}×13.4%^{*2} ≒3,312千円 *1:赤字相当額の半額を補助 *2:本町の営業距離/全体の営業距離</p>		
担当課	まちづくり推進課	電話	88-6616

令和2年度3月補正予算案 主要事項調書

事業名	高収益作物次期作支援事業費																				
予算額	補正前	補正額	補正後																		
	40,182千円	22,048千円	62,230千円																		
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金																		
事業内容	<p>〈趣旨〉 新型コロナウイルスの影響による需要の減少により市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜、花き、果樹、茶等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援するため、国制度となる高収益作物次期作支援交付金制度(5.5万円/10a)とは別に、町独自の補助事業の支援を行うことにより、国内外の新たな需要促進につなげる。 新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化し、継続的に高収益作物等の需要が低迷していることから更なる拡充を行うもの。</p> <p>〈内容〉</p> <p>○対象者：令和2年2月から6月の間に高収益作物について、出荷実績がある又は、廃棄等で出荷できなかった生産者</p> <p>○支援内容：①基本部分：高収益作物の次期作に向けた取り組みを支援 :②茶加算部分：本町の主要農産物である茶については、新型コロナウイルスによる影響が特に著しいため、特別に次期作に向けた取り組みに対して加算</p> <p>○交付単価：①基本部分 1万円/10a ⇒ <u>《拡充後》 2万円/10a</u> ②茶加算部分 1万円/10a ⇒ <u>《拡充後》 2万円/10a</u> (例：ネギ 10aあたり 1万円 ⇒ 2万円、茶 10aあたり 2万円 ⇒ 4万円)</p> <p>○補正金額積算</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品目</th> <th rowspan="2">面積(10a)</th> <th colspan="2">金額(千円)</th> </tr> <tr> <th>①基本部分</th> <th>②加算部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茶</td> <td>1538.6</td> <td>30,772</td> <td>30,772</td> </tr> <tr> <td>野菜</td> <td>34.3</td> <td>686</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1572.9</td> <td colspan="2">62,230</td> </tr> </tbody> </table>			品目	面積(10a)	金額(千円)		①基本部分	②加算部分	茶	1538.6	30,772	30,772	野菜	34.3	686	—	合計	1572.9	62,230	
品目	面積(10a)	金額(千円)																			
		①基本部分	②加算部分																		
茶	1538.6	30,772	30,772																		
野菜	34.3	686	—																		
合計	1572.9	62,230																			
担当課	産業観光課	電話	88-6638																		

令和2年度3月補正予算案 主要事項調書

事業名	休業要請対象事業者支援事業費		
予算額	補正前	補正額	補正後
	3,300千円	2,590千円	5,890千円
補助単独の別	補助(国・府)・単独	補助制度名	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
事業内容	<p>〈趣旨〉 京都府緊急事態措置に基づく時短要請等に協力した飲食店等に対して、京都府が支給する協力金の一部を負担する。</p> <p>〈内容〉</p>		
	対象施設	飲食店：飲食店、喫茶店等 遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の許可を受けている店舗	
	要請内容	午前5時～午後8時までの間の営業を要請	
	支給要件	次の①から④のいずれにも該当する事業者 ①京都府内の対象施設(店舗)を運営していること ②令和3年1月14日から2月7日まで連続して時短要請に応じている店舗 ③緊急時短宣言発令日の1月13日以前から営業していること(営業時間が午後8時までの店舗は除く) ④ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を順守していること	
	支給額	1施設(店舗)1日あたり6万円 ※定休日等の店休日を除き時短要請に応じた日数に応じて支給	
	負担金の算出方法	$6\text{万円} \times \text{休業日数} \times \text{施設(店舗)} \times \frac{2}{10}(\text{地方負担分}) \times \frac{1}{3}(\text{町負担分})$ 施設(店舗)への協力金	
	負担金の支払予定	4月、5月の2回	
	担当課	産業観光課	電話